

監事会運用規程

(当規程の位置づけ)

第1条 当規定は、監事会について、監事規程を補足するものである。

(監事会の設定)

第2条 監事が3名以上置かれる場合は、監事会を設ける。

(監事会の開催日程の決定)

第3条 監事会は、必要に応じて随時開催する。

(監事会の招集手続)

第4条 監事会は、各監事が招集することができる。

2 監事会の議長(招集者)は、開催日の1週間前までに各監事に対し、次の事項を記載した招集通知を発送する。

(1)開催日時

(2)開催場所

(3)会議の目的事項

3 監事全員の同意がある場合には、招集手続きを省略することができる。

(監事会の議事運営)

第5条 監事会は、その決議によって議長を定め、議長は監事会を招集し運営する。

第6条 会議開催に際しては監事全員出席が原則である。

2 監事会は、会議を開催せずに書面による決議を行うことはできないが、テレビ会議、電話会議等による開催は認められる。

3 監事会への報告等のため、理事、事務職員等が監事会に出席することができる。

第7条 監事会の決議は、監事総数の過半数をもって行う。

(監事会議事録の作成)

第8条 監事会の議事については、書面又は電磁的記録による議事録を作成する。

第9条 議事録は、監事の職務遂行及び監事会の運営が適正になされていることの記録・証拠となるものとして次の事項を記載する。

- (1)開催日時、場所
- (2)出席した監事、理事等の氏名又は名称
- (3)議長が存在する場合は、その氏名
- (4)議事の経過の要領及び結果

第10条 出席した監事は議事の経過の要領及び結果が適切に記載されているか、賛否の記録は適切か、また、必要な資料が添付されているか確認の上署名又は記名押印する。

以 上

2017年7月28日制定